

**高岡テクノドーム別館（仮称）新築工事基本設計業務に係る
公募型プロポーザル説明書**

富山県土木部営繕課

1 業務概要

(1) 業 務 名 高岡テクノドーム別館（仮称）新築工事基本設計業務

(2) 業務内容

① 業務実施場所：高岡市二塚地内

② 施 設 名 称：高岡テクノドーム別館（仮称）

③ 規 模 等：展示場及び集客・交流施設 延べ面積 約 3,200～3,500 ㎡

④ 計 画 概 要：別添のとおり

(3) 履行期限 契約締結から 6 箇月程度（予定）

(4) 業務実施上の条件

①管理技術者及び意匠、構造、電気設備、機械設備の各分野の担当主任技術者を、各 1 名ずつ置くものとする。また、各担当主任技術者は兼ねることが出来るが、管理技術者は担当主任技術者を兼ねることは出来ない。

② 管理技術者は、建築設計業務に関して 13 年以上の実務経験を有する一級建築士とする。

③ 意匠、構造、電気設備及び機械設備の各分野を担当する担当主任技術者は、それぞれ次の資格を有する者であること。

意 匠 建築設計に関して 8 年以上の実務経験を有する一級建築士

構 造 構造設計一級建築士又は一級建築士

電気設備 設備設計一級建築士又は一級建築士

機械設備 設備設計一級建築士又は一級建築士

④ 管理技術者及び意匠担当主任技術者は、技術提案書の提出者の組織に属していること。

⑤ 主たる分担業務分野（平成 31 年 1 月 21 日国土交通省告示第 98 号別添一「1 設計に関する標準業務」一基本設計に関する標準業務のロ成果図書の（1）の(1)総合にかかる部分をいう。）は、再委託できない。

⑥ 業務の一部を再委託する場合において、再委託先が富山県の建設コンサルタント競争入札参加資格者である場合は、富山県において指名停止期間中でないこと。

(5) その他

① 本業務の契約書（案）、共通仕様書（案）、特記仕様書（案）、高岡テクノドーム別館（仮称）新築工事基本設計業務のための参考資料（以下「参考資料」という）、敷地図は別添のとおりである。

② 業務委託費概算予算額 約 4,700 万円（税込）

2 担当部署

富山県土木部営繕課営繕第一係

住所：〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

電話：（076）444-3362（直通） メールアドレス：aeizen@pref.toyama.lg.jp

3 参加資格

技術提案書の提出者は、次に掲げる参加資格を満たしている者とする。

ア 技術提案書提出時点において富山県における令和7・8年度建築コンサルタント競争入札参加資格者名簿に登録されている事務所（以下「事務所」という）で、富山県内の事務所又は富山県内の事務所を含む2者の事務所で構成される設計共同体（JV）であること。また、事務所が富山県における令和7・8年度建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されていないこと。

単体の場合	① 富山県において一級建築士事務所の登録 ^{※1} を受けていること ② 所属する一級建築士 ^{※2} が5名以上であること ③ 所在地 ^{※3} は富山県内とする ④ 同一組織からの参加は1組に限る ⑤ 下記イ～オの条件を満たしていること
共同企業体の場合	① 構成員は2者とし、そのうち1者を代表者とする ② 各構成員の出資比率はそれぞれ20%以上とすること ③ 各構成員とも一級建築士事務所の登録 ^{※1} を受けていること。なお、うち1者は富山県において登録を受けていること。 ④ 各構成員に所属する一級建築士 ^{※2} がそれぞれ2名以上、かつ、合計が5名以上であること ⑤ 各構成員のうち1者の所在地 ^{※3} は富山県内とする ⑥ 各構成員とも下記イ～エの条件を満たしていること ⑦ 代表者は下記オの規定に掲げる実績を有すること

※1 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

※2 参加表明書の提出期限の日までに3箇月以上の継続的雇用関係にあるものに限る。

※3 所在地は建築コンサルタント入札参加資格審査申請にあたって記載した主たる営業所の所在地とする。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 参加表明書の期限の日において建築コンサルタント業務等に関し、富山県の指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 本プロポーザルに参加する事務所（単体又は設計共同体）は、本プロポーザルに参加する他の設計共同体の構成員でないこと。

オ 延べ面積1,000㎡以上^{※4}、かつ、柱スパン20m以上の無柱空間を内包する建築物の新築又は増築の設計実績（工場、車庫、倉庫その他これらに類するものを除き、平成22年4月1日以降に工事が完成したもの又は参加表明書の提出期限までに設計が完了し、確認済証が交付されているものに限る。）を有すること。

※4 新築又は増築部分の面積に限る

4 手続き等

(1) 参加表明書

別添「参加表明書作成要領」に基づき参加表明書（ファイル形式はPDF）を作成し、令和7年6月6日（金）17時までに「2 担当部署」に記載のメールアドレスに電子メールにより提出すること。（電子メール送信後、必ず担当部署に到達確認の電話をすること。）

(2) 参加資格審査

- ア 参加表明書を提出した者について、参加資格の有無について審査を実施する。
- イ 参加資格を有すると認められた者に対しては、技術提案書の提出を要請するものとし、その旨を電子メールにて通知する。併せて、追加資料として既存建物図面（平面図、立面図、断面図及び柱状図）を電子メールにより送付する。
- ウ 参加資格を有しない者に対しては、その旨を電子メールにて通知する。

(3) 技術提案書

技術提案書提出要請を受けた者は、別添「技術提案書記載要領」に基づき技術提案書を作成し、令和7年7月4日（金）17時までに「2 担当部署」に記載のメールアドレスに電子メールにより提出すること。（電子メール送信後、必ず担当部署に到達確認の電話をすること。）

なお、技術提案書の提出は、各提出者1案に限る。

(4) 注意事項

- ア 1回のメールの受信容量は20MBが上限であるため、超える場合は複数回に分けて送信すること。
- イ セキュリティの関係上、添付された電子ファイルが自動的に削除される場合があるため、その場合は別の提出方法についての指示に従うこと。
- ウ 上記イの指示まで時間を要する場合があるため、十分余裕を持って送信を行うこと。

5 技術提案書の作成

(1) 技術提案書の様式

- ア 技術提案書は、別添様式0、様式1、様式2－1、様式2－2（いずれもA4版縦）及び様式3（A3版横2枚以下）により、技術提案書記載要領に基づき作成するものとする。
- イ 技術提案書は、カラーも可とする。

(2) 技術提案書様式3に記載する提案

以下の3つの課題に関する提案を記載すること。

- ・課題1：建設費の高騰を見据え、コストを削減するための具体的な工夫や、適切なコスト管理について
- ・課題2：テクノドーム本館との一体的な利用を前提とした施設の合理的な配置計画について
- ・課題3：産業展示イベントやコンベンションにおける利便性確保や多様なニーズに対応可能な平面計画について

(3) 記載にあたっては次の事項に留意すること。

- ア 提案は、基本的考え方を文章で具体的かつ簡潔に記述すること。
- イ 文章を補完するための写真、イラスト、イメージ図は使用してよい。（写真、グラフ等を使用する場合は、著作権上の問題のないものを使用すること。）
- ウ 提出者（設計共同体の構成員、協力事務所を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。
- エ 提案内容は、県内で調達可能な資材が用いられることに配慮すること。

6 技術提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の4つの電子ファイル（ファイル形式はPDF）に分ける。1つが20MBを超える場合は分割すること。その他詳細は技術提案書記載要領による。

- ①技術提案書（表紙）（様式0）
- ②業務の実施方針等（様式1）及び課題に対する提案（様式3）

③管理技術者等の経歴等（様式２－１）及び管理技術者（各主任担当技術者）の業務実績（様式２－２）

④管理技術者等の経歴等に関連する添付書類

(2) 提出先及び提出期限

提出先：「２ 担当部署」に記載のメールアドレス

提出方法：電子メール（電子メール送信後、必ず担当部署に到達確認の電話をすること。）

提出期限：令和７年７月４日（金）１７時まで

(3) 技術提案書の提出は、各提出者１案に限るものとする。

7 質問及び回答

(1) 質問

ア 本説明書に関する質問は、別紙様式の質問書（ファイル形式はPDF）により、電子メールにて提出する。（電子メール送信後、必ず担当部署に到達確認の電話をすること。）

イ 質問の提出先及び提出期限

提出先：「２ 担当部署」に記載のメールアドレス

提出期限：令和７年６月２０日（金）１７時まで

ウ 質問事項は、この説明書の各項目に関するものに限る。

(2) 回答

質問に対する回答は、質問を受理した日から７日以内に次のとおり閲覧に供する。なお、質問に対する回答は、この説明書の追加あるいは修正とみなす。また、質問事項のすべてに対して回答が示されるとは限らない。

ア 閲覧場所

富山県土木部営繕課内及び次のホームページ

富山県公募型プロポーザル専用ページ

（URL: <https://www.pref.toyama.jp/sangyou/nyuusatsu/koubo/index.html>）

イ 閲覧期間

技術提案書の提出期限まで。

営繕課内での閲覧は土日、休日を除く８時３０分～１７時１５分まで。

8 技術提案書の特定

(1) ヒアリング実施対象者の特定（１次審査）

ア 提出された技術提案書について、審査委員会が提案内容等の審査をし、ヒアリング実施対象者を特定する。

イ 特定されたヒアリング実施対象者に対して、特定された旨を電子メールにて通知するものとし、他の提出者に対しては、特定されなかった旨を電子メールにて通知する。

(2) ヒアリング

ア ヒアリング実施の詳細は、別途電子メールにて通知するものとする。

イ ヒアリング出席者は、技術提案書に記載された管理技術者を含む３名以内とする。

ウ 説明は、提出した技術提案書のみを使用して行うものとし、追加資料の使用は認めない。ただし、技術提案書をA１又はA０程度に拡大したパネル又はプロジェクター等を使用した映像による説明は可とする。（プロジェクター等を使用する場合は、技術提案書と同じ映像のみ使用を可とし、部分を切り取った映像や加工した映像の使用は不可とする。）

エ ヒアリングに出席しなかった場合は、受注意思がないものとみなし、特定しない。

(3) 技術提案書の特定（２次審査）

ア 審査委員会が技術提案書の審査及びヒアリングを実施し、最優秀者及び優秀者１者を特定する。

イ 特定された技術提案書の提出者に対して、特定された旨を電子メールにて通知するものとし、他の提出者に対しては、特定されなかった旨を電子メールにて通知する。（令和７年８月上旬頃を予定）

(4) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目、判断基準及び評価ウェイトは、次のとおりである。

評価項目	評価の着目点				評価のウェイト		
	判断基準				小計		
資格	専門分野の技術者資格	以下の資格を評価する。 構造：構造一級建築士 電気・機械：設備一級建築士 ※各主任担当技術者を兼ねた場合、1分野のみ評価する。	主任担当技術者	構造 電気 機械	1 1 1	3	
技術力等	平成 22 年 4 月以降の業務実績	以下の順で評価する。 ① 同種業務(延べ面積 3,000 ㎡以上(※1)、かつ、柱スパン 30m以上の無柱空間を内包する建築物(※2))の新築・増築の実績がある。 ② 類似業務(延べ面積 1,000 ㎡以上(※1)、かつ、柱スパン 20m以上の無柱空間を内包する建築物(※2))の新築・増築の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ※各主任担当技術者を兼ねた場合、最も評価が高くなる1分野のみ評価する。 ●管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ①主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者		6	12	
			主任担当技術者	意匠	3		
				構造	3		
	ZEB Oriented 相当以上の業務実績	過去における ZEB Oriented 相当(用途ごとに規定した一次エネルギー消費量の削減を実現している建物)以上の業務実績を有する場合、これを評価する。	管理技術者		2		2
	CPD 取得状況	令和 6 年度における CPD 認定団体による CPD 習得単位を下記の順で評価する。 ※各団体における習得単位は合算しない。 ※各主任担当技術者を兼ねた場合、最も評価が高くなる1分野のみ評価する。 ①12 単位以上 ②6 単位以上	管理技術者		1		3
主任担当技術者			意匠	1			
			構造	1			
業務の実 施方針及 び手法 (技術提案書の内容により総合的に判断)	業務の理解度及び実施方針		業務内容及び業務背景の理解度、業務への取組体制、設計チームの特徴及び特に重視する設計上の配慮事項(課題に係る内容を除く。)の妥当性、実現性等を総合的に評価する。			10	80
	課題に対する提案	課題1	その的確性(与条件との整合が取れているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けされており、説得力のある提案となっているか等)を考慮し総合的に評価する。審査の視点は別紙による			40	
		課題2	同上。審査の視点は別紙による			15	
		課題3	同上。審査の視点は別紙による			15	
		合計					

※ 1 新築又は増築部分の面積に限る。

※ 2 工場、車庫、倉庫その他これらに類するものを除き、平成 22 年 4 月 1 日以降に工事が完成したものの又は参加表明書の提出期限までに設計が完了し、確認済証が交付されているものに限る。

※ 3 「業務の理解度及び実施方針」、「課題に対する提案」のいずれかの評価が 0 点である場合は、特定しない。

※ 4 参加表明書提出時点において建築士法第 22 条の 2 に定める期間内に同条に定める定期講習を受講

していない場合（建築士法施行規則第17条の37第1項第1 一級建築士定期講習の項イ（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）、建築士としての資格を評価しない。

9 失格

次の条件の一つに該当する場合は失格となることがある。

ア 本業務内容及び審査に関して審査委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合。

イ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。

10 委託契約

高岡テクノドーム別館（仮称）新築工事基本設計業務を、特定された技術提案書の提出者に、県の基準により算出した金額の範囲内で随意契約により委託する。ただし、最優秀者に事故等があり、見積書の徴収が不可能となった場合は、優秀者を見積書の徴収の相手方とするものとする。

11 審査委員会

審査委員会委員は次のとおりとする。

審査委員長	金沢工業大学建築学部教授	蜂谷 俊雄
審査委員	国土交通省北陸地方整備局金沢営繕事務所長	
審査委員	元（一財）くにびきメッセ誘致統括官	原 利一
審査委員	高岡市産業振興部長	
審査委員	富山県商工労働部長	
審査委員	富山県土木部長	

※上記審査委員に、本業務内容及び本審査に関わることについて、直接、間接を問わず連絡を求めてはいけない。

12 その他

- (1) 技術提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 技術提案書の提出後において、原則として技術提案書に記載された内容（配置予定の技術者を含む。）の変更を認めない。
- (3) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出された技術提案書は返却しない。
- (5) 特定された技術提案書は、富山県のホームページで公開する場合がある。
- (6) 提出された技術提案書は、特定、非特定にかかわらず、原則として、特定後一定期間富山県土木部営繕課内で公開する。非公開を求める場合はその旨を技術提案書に記載すること。記載なき場合は公開に同意したものとみなす。ただし、最優秀者及び優秀者に特定された場合は、非公開の希望の有無にかかわらず、公開するものとする。なお、非公開を希望した場合においても、「非公開を希望した旨」は公開する。
- (7) 提出された技術提案書は、特定を行う作業等必要な範囲において、複製を作成することがある。また、技術提案書及びその複製は、特定を行う作業及び上記(5)、(6)の公開以外に提出者に無断で使用するのではない。
- (8) 特定された技術提案書の提案内容が、実際の設計にそのまま採用されるものではない。
- (9) 富山県の競争入札参加者名簿（建築コンサルタント）の閲覧及び登載手続きの受付担当部署は以

下のとおりとする。なお、事務処理に日数を要することがあるので、以下の部署に確認のうえ、余裕を持って手続きを行うこと。

受付担当部署：富山県土木部管理課入札・契約係

住所：〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

電話：076-444-3309

課題の内容	審査の視点について
課題１：建設費の高騰を見据え、コストを削減するための具体的な工夫や、適切なコスト管理について	1 前回の中止を踏まえ、<u>令和 10 年度中の完成を目指し、所定額※¹内で応札できる設計※²とするための方法やその根拠が具体的に示されていること</u> 2 <u>施設のイニシャルコスト及びランニングコストの削減に資する具体的な提案をしていること</u> 3 <u>設計を進めていく過程において、段階的に建設費を管理する手法が具体的に示されていること</u> 4 与条件との整合性が取れていること 5 提案内容に妥当性があり、かつ効果的であること
課題２：テクノドーム本館との一体的な利用を前提とした施設の合理的な配置計画について	1 <u>テクノドーム本館と一体的な利用が具体的に提案されていること</u> 2 施設利用者の動線、搬出入路、降雪時利用に配慮されていること 3 敷地を有効に活用するとともに、駐車場の台数確保に配慮されていること 4 与条件との整合性が取れていること 5 提案内容に妥当性があり、かつ、効果的であること
課題３：産業展示イベントやコンベンションにおける利便性確保や多様なニーズに対応可能な平面計画について	1 <u>参考資料に示す多様なイベントに対応可能な平面計画を具体的に提案していること</u> 2 必要な機能を確保したうえで、諸室の効率的な使用に配慮されていること 3 与条件との整合性が取れていること 4 提案内容に妥当性があり、かつ、効果的であること

※アンダーライン部は、特に審査において重点とする項目を示す。

※１ 所定額＝想定事業費(約 45 億円)から契約後の物価高騰に伴う想定増額分（スライド条項）を除いた額

※２ 応札できる設計＝建設市場の動向が反映され、入札参加者の積算と乖離が生じにくい設計